

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 処分事項

## 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成30年 9月6日	18,360円	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	平成30年8月13日午後1時30分頃、羽曳野市河原城764番地の3付近において、駐車場から出庫するため、公用車を後退させた際、当該駐車場と隘路を隔てた斜向かいに位置する相手方家屋のブロック塀に公用車の左後方が接触し、当該ブロック塀を損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。